（自衛隊福井地方協力本部長）
同　黒木　忠広
横須賀造修補給所長を命ずる
兼ねて横須賀地方総監部技術補給監理官を命ずる
（舞鶴地方総監部管理部長）同　堀井　博
下総教育航空群司令を命ずる
（海上幕僚監部指揮通信情報部情報課情報班長）同　大江　保友
第二〇一教育航空隊司令を命ずる
（海上幕僚監部総務部総務課渉外班長）同　星野　正彦
練習艦隊司令部勤務を命ずる
（第二潜水隊群司令）同　持井　弘一
海上自衛隊東京業務隊付を命ずる
（海上自衛隊幹部学校）同　小梅三津男
海上自衛隊幹部学校計画課長を命ずる
（はたかぜ艦長）同　関川　秀樹
海上自衛隊幹部候補生学校主任教官を命ずる
（第一護衛隊司令）同　山本　克也
海上自衛隊第一術科学校総務部長を命ずる
（第五護衛隊司令）同　山崎　浩一
海上自衛隊第一術科学校教育第一部長を命ずる
（海上幕僚監部防衛部兼装備部）
同　小浜　洋
海上自衛隊第四術科学校副校長を命ずる
（呉弾薬整備補給所長）同　今吉　真一
海上自衛隊補給本部武器部長を命ずる
（中部航空方面隊司令部防衛部長）一等空佐　南雲憲一郎
航空幕僚監部人事教育部厚生課長を命ずる
（第六航空団基地業務群司令）
同　森田　雄博
航空幕僚監部防衛部防衛課長を命ずる
（航空幕僚監部首席衛生官付衛生官（薬務担当））同　生駒　浩次
航空幕僚監部首席衛生官付次席衛生官を命ずる
（航空幕僚監部首席衛生官付衛生官（衛生担当））同　加藤　圭
航空幕僚監部首席衛生官付衛生官（薬務担当）を命ずる
兼ねて衛生官（衛生担当）を命ずる
（統合幕僚監部防衛計画部計画課計画班長）同　松浦　明裕
中部航空方面隊司令部防衛部長を命ずる
（航空自衛隊第三術科学校業務部長）同　加藤　雅彦
第六航空団基地業務群司令を命ずる
（航空警務隊本部企画運用科長）
同　野地　孝之
第八三航空隊基地業務群司令を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部厚生課長）同　細野　英揮
特別航空輸送隊司令を命ずる
（特別航空輸送隊司令）同　今瀬　信之
航空教育集団司令部教育部長を命ずる
（自衛隊中央病院第一歯科）同　大宮　庄司
航空自衛隊補給本部医務官を命ずる
（基礎情報隊長）一等陸佐　及川　隆平
自衛隊情報保全隊西部情報保全隊長を命ずる
（自衛隊中央病院総合診療科部長兼リハビリテーション科部長）同　眞方　良彦
自衛隊中央病院リハビリテーション科部長の兼補を解く
（自衛隊呉病院長）一等海佐　勝然　秀一
自衛隊中央病院リハビリテーション科部長を命ずる
（自衛隊中央病院第二歯科部長）同　薄井　秀樹
自衛隊中央病院第二歯科部長の兼補を解く
（航空自衛隊補給本部医務官兼自衛隊中央病院）一等空佐　迫立　時孝
自衛隊中央病院第二歯科部長を命ずる
（自衛艦隊司令部衛生幕僚兼防衛医科大学校講師）一等海佐　清住　哲郎
自衛隊舞鶴病院長を命ずる
診療部長事務取扱を命ずる
兼ねて防衛医科大学校講師を命ずる
（自衛隊佐世保病院長）同　永吉　広和
自衛隊呉病院長を命ずる
（自衛隊佐世保病院副院長兼診療部長）同　藤野　和浩
自衛隊佐世保病院長を命ずる
副院長事務取扱を命ずる
診療部長事務取扱を命ずる
歯科診療部長事務取扱を命ずる
（第二施設群長）一等陸佐　山下　和敏
自衛隊帯広地方協力本部長を命ずる
（第六高射特科群長兼八重瀬分屯地司令）同　中村　浩之
自衛隊福島地方協力本部長を命ずる
（第一一一航空隊司令）一等海佐　堀　博幸
自衛隊福井地方協力本部長を命ずる
（陸上幕僚監部監理部総務課企画班長）一等陸佐　吉浦　健司
自衛隊鳥取地方協力本部長を命ずる
（陸上自衛隊研究本部主任研究開発官）同　高橋　弘也
情報本部計画部長を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校学校教官）岡　和男
技術研究本部技術開発官（陸上担当）付総括室長を命ずる（以上十一月四日）

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年12月20日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年7月6日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社オプティネット　中元　政廣　大阪府大阪市西区江戸堀3－8－8　国土交通大臣許可（般－19）第22282号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年7月6日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年12月20日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年7月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日製電機株式会社　中嶋　好重　兵庫県姫路市土山東の町14－10
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年7月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年12月20日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年3月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社秋村組　秋村田津夫　滋賀県近江八幡市出町170　国土交通大臣許可（特－19）第1265号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年3月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年12月20日
近畿地方整備局長　谷本　光司
1　処分をした年月日　平成24年7月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日製電機株式会社　中嶋　好重　兵庫県姫路市土山東の町14－10
国土交通大臣許可（般－23）第21768号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年7月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。